

令和4年度就学援助制度のお知らせ

筑前町では、町立小・中学校に在籍する児童生徒の就学が、経済的な理由により困難と認められる家庭の保護者に対して、給食費や学用品費等の一部を援助する制度を設けています。希望される方は、下記により申請してください。

なお、就学援助制度の申請は、毎年申請が必要です。

◆ 援助対象者の認定基準

以下のいずれかの条件に該当する世帯

- ① 生活保護が停止または廃止になった
- ② 世帯全員の町民税が非課税又は減免されている
- ③ 児童扶養手当を受けている
- ④ 国民年金保険料が免除されている
- ⑤ 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

◆ 援助内容

支給項目及び支給額（予定）

※ 認定をした月や学年ごとに支給内容が異なります。

（単位：円）

【年額】	学用品費	入学準備金	給食費	オンライン 学習通信費	卒業 アルバム代	校外活動費	修学旅行費	医療費
小学校	11,630	51,060 (小1のみ)	実費	12,000 (長子のみ)	実費 (小6・中3のみ)	活動に要する経費の均一の負担額	旅行に要する経費の均一の負担額	自己負担額
中学校	22,730	60,000 (中1のみ)						

【注】 原則、校納金は通常どおり納めたうえで、各学期末に事後支給となります。

- ① 入学準備金の対象は、新入学児童生徒（小1・中1）で、かつ4月・5月認定者のみです。
- ② 医療費は、学校病（虫歯・中耳炎・結膜炎・はくせん（タムシ・しらくも・水虫）・慢性副鼻腔炎・アデノイドなど）のため学校から医療券の発行を受けた場合のみです。
- ③ 卒業アルバム代（小6・中3）、校外活動費、修学旅行費には限度額があります。

◆ 申請に必要なもの

- ① 就学援助申請書類（教育課に設置）
- ② 申請（保護）者名義の預金通帳の口座番号の分かるもの（郵便局は、ゆうちょ銀行（7桁の口座番号）に切り替えられたものに限る）
- ③ 印鑑（認印）
- ④ 令和4年度所得課税（非課税）証明書（令和4年1月1日時点で筑前町に住民登録がある場合は不要）

※所得課税証明書の取得については、事前にご相談ください。

◆ 申請手続

申請書類に必要事項を記入・押印し、教育課へ提出して下さい。

認定結果については、教育委員会にて認定の可否を決定し、通知します。

※児童生徒と保護者が別居の場合、児童生徒の居住先へ家庭訪問等の実態調査を行うことがあります。

◆ 申請締切

令和4年4月19日（火）

締切後も随時申請を受け付けています。審査にて認定となった場合は申請した月から対象となります。

◆ お問い合わせ先

筑前町教育委員会 教育課

筑前町新町450番地 筑前町こども未来館内

☎0946 (22) 3385 (直通)

(様式1号)

(令和4年度) 就学援助申請書

記入例

下記のとおり就学援助を申請します。

令和 4年 ××月 ××日	※太枠内(裏面含む)の必要事項を記入してください。			
申請者(保護者)氏名	住所	電話番号	児童扶養手当	
筑前 花子	〒838-0816 筑前町新町450 こども未来館-1	0946-22-3385	有 . 無 申請中 (×月×日申請)	
学校名 . 学年(令和4年4月時点)	児童生徒氏名(名:フリガナ)(生年月日)			
筑前町立 三輪小 学校 1 年	筑前 桜 (サクラ) (HO・O・O)		ひとり親家庭等医療費支給制度	
筑前町立 三輪小 学校 2 年	筑前 太郎 (タロウ) (HO・O・O)		有 . 無 申請中 (×月×日申請)	
筑前町立 三輪中 学校 3 年	筑前 桃子 (モモコ) (HO・O・O)			
筑前町立 学校 年			住宅の形態	
筑前町立 学校 年			持家 借家	
筑前町立 学校 年				
上記以外の世帯状況				
氏名	続柄	生年月日	勤務先・職業 学校名・学年	健康状態等その他
筑前 花子	世帯主	H1.6.5	筑前町役場	良好
筑前 藤子	母	S30.8.9	無職	入院中
筑前 胡桃	子	R2.7.9	ちくぜん保育園	良好
申請理由(該当事項を○印で囲んでください)				
1 生活保護の停止または廃止された。(令和 年 月 日 停止・廃止)				
2 市町村民税が非課税とされ、または減免の適用を受けている。				
3 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(※証書を持参してください。)				
4 1~3には該当しないが、経済的に非常に困っている。				
委任事項				
学校への給食費及び校納金等を滞納した場合は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を、児童生徒の令和4年4月1日以降の在学学校長に委任します。				
委任者(保護者)名 筑前 花子				

上記の児童生徒を就学援助費の支給対象として

認定します

認定しません

令和 年 月 日

筑前町教育委員会

誓約・同意事項

私は、筑前町が行う就学援助に関し、次のとおり誓約・同意します。
なお、下記事項に違反した場合は、教育委員会の処置に従います。

記

1. 就学援助申請書の記入内容は、事実に相違ありません。
2. 就学援助申請書の記入内容及び所得課税状況等を教育委員会で調査確認することを了承します。
3. 就学援助申請書の記入内容に変動が生じた場合は、速やかにお届けします。
4. 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って返納します。
5. 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、入学前に転出した場合は、教育委員会の返還請求に応じます。

令和 4 年 ×× 月 ×× 日

申請者（保護者）氏名

筑前 花子



振込口座

就学援助費の振り込みを下記口座をお願いします。

金融機関名	ゆうちょ	銀行 信用金庫 農協 ・ 信用組合
支店名	七四八	本店 支店 出張所
口座種別	普通	当座
口座番号	× × × × × × ×	
口座名義（カタカナ）	千クゼン ハナコ (※口座名義は申請者と一致すること)	

注意事項

1. 令和4年1月1日現在に住民登録があった住所地の市町村より市町村民税（非課税）証明書を受領し、添付してください。（令和4年1月1日時点で筑前町に住民登録がある場合は、添付不要です。）
2. 所得の申告をしていない人は、審査・認定できません。ただし、被扶養者の場合は、申告は不要です。
3. 年度途中から振込先を変更する場合は、教育委員会にて手続きが必要となります。